

宇多津町農業委員会定例会議事録

開催日時： 令和6年10月18日（金）午前9時30分～午前10時12分

開催場所： 宇多津町役場西館2階

出席議員： 会長 大坂 秀美
 西山 修
 福原 左恵子
 野田 勝彦
 宮本 政文
 稲田 直樹
 谷川 英昭

欠席議員： 垣渕 直子

農業委員会事務局出席者

 事務局長 福田 伸之
 事務局次長 三谷 真平

(9時30分開会)

○大坂会長

皆さんおはようございます。今日は垣渕先生が欠席ということですが、

全員そろいましたので、これから始めたいと思います。

今年は稲刈りの収量が多いということと、単価がかなり高いということで農家の皆さん喜んでおられると思います。

あとカメムシ、中にはウンカやアキウンカのきたところもあるようです。今、私もブロッコリーを取っているわけですが、収穫前の予防が効いたのか、虫がかなり減っております。最近ヨトウムシにかなりやられた話を聞きます。玉ねぎの種をまいたところ、玉ねぎの苗が一本もなくなったと。それくらいヨトウムシの発生がものすごいです。

私も玉ねぎを軸分けしてるんですけども、20本はあったのに3本か4本しかない。ヨトウムシの発生で、晩に歩いてみますとやはりおります。あれは夜行性で土の中に昼間いるんで、「アクセルベイト」をふったらそれをヨトウムシが食べて死ぬ薬があります。

こういったものを使わないとなと思いますし、今白菜関係もかなりヨトウムシがおります。

もうこれは予防しとかないと、その中にヨトウムシがそのままつくということになりますので、ヨトウムシの予防だけはしていただきたいと思っております。

それと12月19日に農業会議の創立70周年記念式典がアイレックスの方であります。昼からなんですけどもその後にもまた、農地利用最適化推進委員研修会とかいうことでこの式典がすんでから2時から4時ぐらいまでの会議がございます。

これみんなのところに案内行くね？農業委員出席にはなってるんで。そういった会がありますので。

今日は3件ですが、協議事項がございます。

これについてよろしくご審議していただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。はい事務局。

○福田事務局長

はい、それでは早速議案の方入っていきたいと思います。

議案第1号です。農地法第3条第1項の規定による許可申請になります。農業委員会の受付は令和6年10月2日で申請内容は所有権移転となります。

申請地は宇多津町****番*、****番*、****番*、****番*、地目はすべて田、台帳現況ともに田でございます。

面積は合計で****㎡になります。

譲渡人は、宇多津町****番地、****様。

譲受人は宇多津町****番地、****様です。

****様は、自宅近くで農業をこれまで営んでおられましたが、今回、高齢を理由にもう農業を廃止を決定され、農業の規模拡大を考えていた****様と合意の上今回の申請となった模様です。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○大坂会長

弟さんなるんかな？****さんの。義理の。何かこれに対して質問なんかありますか？

○皆さん

(異議なし)

○大坂会長

これ承認ということで。はい。お願いします。

○宮本委員

これはいいんですけど、こういうふうにな義が変わった場合作る耕作者になった場合、これ3条申請の方の用紙、私見てないんですが、水利のところでは何かありますか？水利の承認とか。判を取るとか？

○福田事務局長

いや、必要書類はないです。はい。

○宮本委員

なんでこういう質問するかというと、変わった場合、例えば井出ざらいの案内とか、もう1つは水利費、そういった関連も出てこようかと思います。これは水利をやる人にその情報を開示してなかったらいつまでも、これ例えばこの場合だったら****さんの方へ請求ということになりますので、

今後、例えば3条申請を受けるときには、水利の方に報告をしてくださいという要件を追加したらいかがでしょうか。

○大坂会長

長縄手の方は我々が水利、西山さんとともにやっていますので、そこらあたりは大丈夫だが、津の郷は今誰なのか？

○宮本委員

今は**さんです。でも毎年変わるんで、うちは毎年変わります。だからそういう意味合いでも今後そういう混乱が起きないように、受け付けた場合、水利に報告をお願いしますという形をとっていただければ、解消できるかなという意見です。以上事務局どうぞ。

○谷川委員

名義が変わったら**さんになったら***になるだろう、いや、それぐらい農地が固定してるからな。うん。ただそこら辺の問題がないんなら。

○宮本委員

くどいけど、変わった場合は、水利がちゃんと把握しなければ。何年前かに案内するにも知らないっていうふうになって、もともと水利も台帳があるから昔のままになってるから非常にややこしい。

今また相続の話もこれ去年の4月から登記をちゃんとしなきゃとなっているが、昔の人の登記になっていたり、ややこしいんで、そのあたりをしてから報告してくださいねという助言を事務局の方からしていただけますか。

○福田事務局長

わかりました。はい。

○宮本委員

***水利だけじゃなくて、全般的に今後とも起きる可能性がありますので。

○福田事務局長

そうですね。はい。

○大坂会長

1号議案について以上でよろしいですか。

○皆さん

(異議なし)

○大坂会長

はい引き続き2号議案よろしいですか。

○福田事務局長

はい。議案第2号に入ります。

農地法第4条第1項の規定による許可申請です。

農業委員会の受付は、令和6年10月4日で、転用目的は賃貸共同住宅2階建て、1棟***㎡です。

申請者は宇多津町****番地、****様。

申請地は宇多津町****番*、面積は***㎡で、地目は田、台帳現況ともに田でございます。

申請人は、農業の後継者がいないことと、生活資金を安定させたいということで賃貸共同中宅の経営を決断し今回の申請に至ったとのこと。

水利は***水利の同意をいただいております、香川用水の決済金もで完済でございます。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○大坂会長

これにつきましては、もう水田も多少残っておりますけれども一部ということで、***の水利として一応現地、立会とかそういったものすべて完済しております。問題はないかと思えます、はい。

これについて何か質問がございますか？ないようであればもう水利の方も進んでおりますので、承認ということでよろしいですか？

○皆さん

異議なし

○大坂会長

はい、では続きまして3号議案。

○福田事務局長

はい。それでは議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請になります。農業委員会の受付は、令和6年10月4日でございます。

転用目的は分譲住宅用地6区画です。

所在地は宇多津町****番で、面積は***㎡です。

地目は田、台帳現況ともに田でございます。

譲渡人は宇多津町****番地、****様。

譲受人は丸亀市****番地*、株式会社****代表取締役****様
でございます。

当該分譲業者はこれまで***地区に、分譲住宅を広く進めて参りましたが、まだ問い合わせ要望等がまだまだあるため、追加で分譲地を確保することとなったようです。

水利は***水利組合の同意もいただいております、香川用水決済金も完済しております。それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○大坂会長

これにつきましても、***水利組合は一応立会なり全部やっております。ここの農地に関しては、進入路の道がないということで**の人が、自分たちの農地を削って、農道的なものを作っておりますけども、実際には農道、あぜ道ぐらいしかないんです。

これたまたま先に***がそこまで行ってたんで、進入路とかそういった問題がないので、後の農地の道路としては、一応残っておりますので、農業に関する支障もないということで、我々それで承認してございます。はい。以上です。

何か質問ございますか？ないようでしたら、承認ということでよろしゅうございますか。

○皆さん

異議なし

○福田事務局長

はい。ありがとうございます。議案は以上になります。

その他事項として先ほど会長からもありました農業会議の70周年の記念式典及び研修会が12月19日に行われますのでまた改めて、皆さんにはご案内申し上げますので極力参加のほどよろしく願いできたらと思います。

○大坂会長

今、1つ付け加えとしたら70周年記念式典には谷川さんが長年農業委員をやってこられたのでここで表彰していただく話になっておりますので、できたら許す限り出席していただきたいなというふうに思っております。

以上です。はいどうもお疲れでございました。はい。

○福田事務局長

ありがとうございました。はい

(10時12分閉会)